

令和7年度 第6回中央区協議会
(代表会)
会議資料②

審議案件の取扱いについて【区振興課】 P. 1

【協議事項】

ア 令和8年度の中央区協議会の審議案件の棲み分けについて

【区振興課】 P. 5

【その他】

(1) 新武道館整備事業について【スポーツ振興課】 P. 9

令和8年2月12日開催

中央区協議会
(代表会)

令和8年2月12日

中央区代表会委員各位

中央区協議会事務局

審議案件の取扱いについて

令和8年2月案件で中央区協議会に対して、所管課より提出のありました下記案件について、区協議会運営マニュアルに基づき、審議いただく会議を以下のとおり整理しました。

区分	案件名	所管課	審議する会議（案）			
			代表会	地域分科会		
				中	東	西
協議	馬郡運動広場の有料化について	スポーツ振興課			○	

- ※ 区分の見方：「○」と記載のある会議で審議
- ※ 代表会案件：区域全体に関する事項
- 地域分科会案件：所掌区域に関する事項

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	馬郡運動広場の有料化について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>1 背景・現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和59年供用開始、利用料金は無料。 ・主な利用者は小学生のソフトボールやサッカー団体。隣接の湖南高校サッカー部は年間を通じて利用している。 <p>2 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設供用開始から42年が経過し、トイレやバックネットなどの設備の改修費が増加。 ・施設北側ふれあい交流センター湖南敷地への飛球により、物損被害が発生し、安全対策にかかる設備投資が必要。 <p>3 施設概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住所 中央区馬郡町3785番地の1（湖南高校の東側） ・規模 グラウンド約15,000㎡ サッカー1面、小学生ソフトボール4面 ・管理 指定管理者（浜松市スポーツ協会グループ） ・実績 利用者数 R6:39,474人（R5:39,173人） <p>4 参考（雄踏グラウンド）</p> <p>約13,000㎡、利用者数 R6:30,518人（R5:31,762人） 利用料金 1面につき2時間820円 ※同種施設との料金差異の解消のため、令和9年4月から1面につき2時間1,230円へ改定予定</p>				
対象の区協議会	西地域分科会				
内 容	<p>1 有料化区分 グラウンド（駐車場は無料）</p> <p>2 料金設定 1面につき2時間1,230円 ※同種同規模の雄踏グラウンドと同額</p> <p>3 時期 令和9年4月から ※次期指定管理者更新を機に実施</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	令和8年5月の市議会定例会において、浜松市運動広場条例の一部改正を提案予定				
担当課	スポーツ振興課	担当者	鈴木一隆	電話	457-2421

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項
件 名	令和8年度の中央区協議会の審議案件の棲み分けについて
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>市からの諮問、協議、報告事項について、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第20条の規定により、代表会は、必要があると認める事項について、地域分科会に付託し、審議させることができる。</p> <p>【参考】 区協議会マニュアル（抜粋）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第4章 区協議会への諮問等</p> <p>2 年間スケジュール</p> <p>(1) 代表会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定例的に地域分科会に付託する案件は前年度末等にあらかじめ代表会で地域分科会に付託することを諮ってください。 </div>
対象の区協議会	中央区協議会（中央区代表会）
内 容	令和8年度中央区協議会で審議する案件のうち、代表会から地域分科会へ付託する案件について、諮るもの。
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	—
担当課	中央区区振興課

令和8年度の中央区協議会の審議案件の棲み分けについて

中央区・区振興課

1 概要

- ・ 市からの諮問、協議、報告事項について、代表会で審議するか、各地域分科会（中・東・西・南）へ付託するか調整が必要。
- ・ 定例的に地域分科会に付託する案件について、あらかじめ定めるもの。

2 審議案件の棲み分けについて

(1) 代表会

中央区域全体に関する事項を議論

A【諮問事項】 公の施設の設置又は廃止など

B【協議事項】 条例や計画のパブリック・コメントなど

（区協議会から説明を求められた場合については、代表会又は地域分科会のいずれか一方となることから、案件ごとに各地域分科会の意見を踏まえ、代表会で最終決定）

C【報告事項】 区政運営方針への提案、報告

D【報告事項】 中央区協議会からの意見・要望付き答申への対応状況など

※必要があると認める事項について、地域分科会へ付託することができる。

(2) 地域分科会へ付託

各地域に関する事項を議論

E 地域課題の議論

（地区コミュニティ協議会や地域分科会の委員から寄せられた地域課題など）

F【諮問事項】 中央区役所の予算編成（所掌区域のみ）の諮問、答申、結果

G【協議事項】 地域力向上事業（助成事業）の提案（※）、事後評価

（※）「少額及び地区コミュニティ協議会への助成事業」を除く

H【報告事項】 地域力向上事業（少額及び地区コミュニティ協議会への助成事業）の提案

I【報告事項】 地域力向上事業（協働センター等を核とした地域課題解決事業）の提案

J 代表会からの付託案件

